

一般財団法人同愛会医学研究奨励・助成等に関する規程

平成 24 年 4 月 1 日 制定

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人同愛会（以下「本会」という。）定款に定められた目的及び事業に基づき、国立大学法人群馬大学医学部及び同附属病院（以下「医学部及び附属病院」という。）における医学研究の奨励及び助成に関する事項を定めるものとする。

(助成金の種類)

第 2 条 前条の目的を達成するために、以下の助成を行うものとする。

- (1) 医学研究の奨励
- (2) 患者の支援慰安及び援助
- (3) 職員及び学生に対する学事研修

(助成金支出の対象)

第 3 条 助成金の支出の対象は、以下のとおりとする。

- (1) 医学部及び附属病院の講座、診療科及び部門
- (2) 医学部及び附属病院において研究を行っている者で、その所属長（診療科長）の推薦・承認を受けられた者
- (3) その他助成が必要と認められた者

(支出基準額)

第 4 条 助成金の支出基準額は、次のとおりとする。

区 分	金 額
全国規模以上の学会の主催	300,000円
地方規模の学会の主催	200,000円
研究会及び報告会を開催	100,000円
各種学会への参加・研究発表	50,000円

2 学会等の規模により、上記の金額の調整を行うものとする。

(選考方法)

第 5 条 選考は、月を単位とし、理事会で選考し理事長が決定する。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、交付決定後2週間以内に申請者の指定する口座へ振り込むものとする。

(助成金の使途)

第7条 交付を受けた助成金は、助成金申請書に記載した学会及び研究会又は講演等に使途し、他の目的に使用してはならない。

(実績報告書の提出)

第8条 学会及び研究会の実績については、本会に報告するものとする。

2 理事会は、実績報告書等の内容について検証を行い、次期選考判断に反映させるものとする。

附 則

この規程は、一般財団法人の移行の登記の日から施行する。